



常総市告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年7月29日

常総市長 神達岳志



- 1 都市計画の種類  
水海道都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
常総市水海道森下町の一部及び豊岡町の一部
- 3 縦覧場所  
常総市都市建設部都市計画課

## 水海道都市計画生産緑地地区の変更(常総市決定)

水海道都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

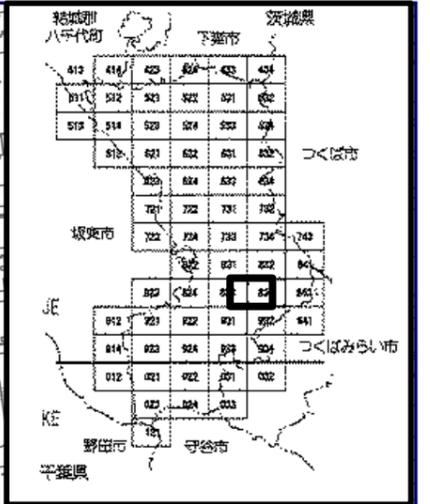
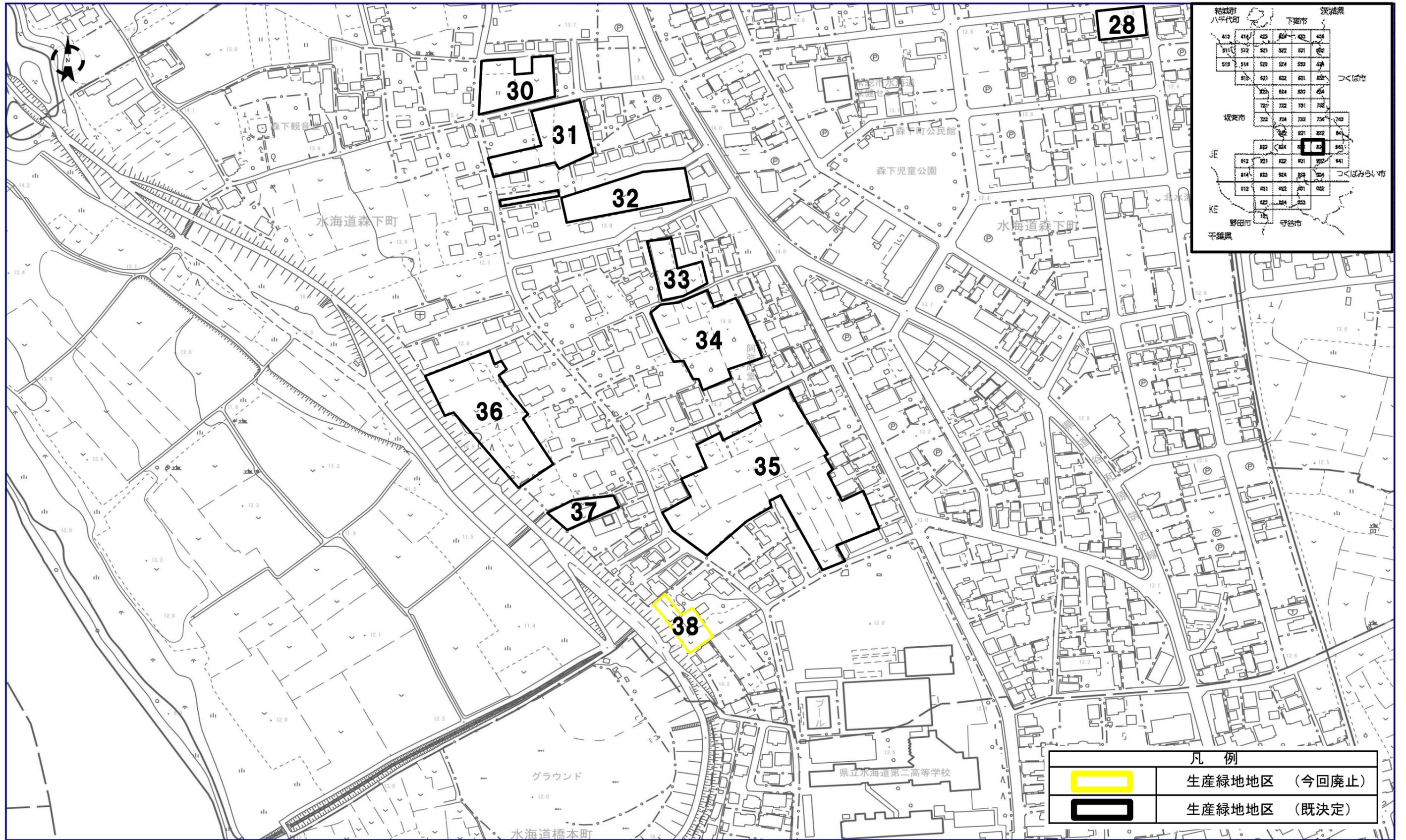
面積	番 号	名 称	面 積(ha)
約8.9ha	1	中妻町1号生産緑地地区	約 0.14
	2	中妻町2号生産緑地地区	約 0.23
	3	中妻町3号生産緑地地区	約 0.05
	4	中妻町4号生産緑地地区	約 0.15
	5	中妻町5号生産緑地地区	約 0.10
	6	中妻町6号生産緑地地区	約 0.08
	7	中妻町7号生産緑地地区	約 0.31
	8	中妻町8号生産緑地地区	約 0.05
	9	中妻町9号生産緑地地区	約 0.09
	10	中妻町10号生産緑地地区	約 0.28
	11	中妻町11号生産緑地地区	約 0.24
	12	中妻町12号生産緑地地区	約 0.07
	13	中妻町13号生産緑地地区	約 0.64
	14	中妻町14号生産緑地地区	約 0.18
	15	中妻町15号生産緑地地区	約 0.12
	16	中妻町16号生産緑地地区	約 0.18
	17	中妻町17号生産緑地地区	約 0.08
	18	中妻町18号生産緑地地区	約 0.13
	19	中妻町19号生産緑地地区	約 0.41
	20	中妻町20号生産緑地地区	約 0.06
	21	中妻町21号生産緑地地区	約 0.34
	22	中妻町22号生産緑地地区	約 0.13
	23	中妻町23号生産緑地地区	約 0.12
	24	中妻町24号生産緑地地区	約 0.16
	25	中妻町25号生産緑地地区	約 0.18
	26	中妻町26号生産緑地地区	約 0.10
	27	森下町1号生産緑地地区	約 0.11
	28	森下町2号生産緑地地区	約 0.08
	29	森下町3号生産緑地地区	約 0.05

30	森下町4号生産緑地地区	約 0.20
31	森下町5号生産緑地地区	約 0.22
32	森下町6号生産緑地地区	約 0.25
33	森下町7号生産緑地地区	約 0.13
34	森下町8号生産緑地地区	約 0.38
35	森下町9号生産緑地地区	約 0.97
36	森下町10号生産緑地地区	約 0.45
37	森下町11号生産緑地地区	約 0.08
39	橋本町1号生産緑地地区	約 0.07
41	豊岡町2号生産緑地地区	約 0.05
42	豊岡町3号生産緑地地区	約 0.05
43	豊岡町4号生産緑地地区	約 0.07
46	豊岡町7号生産緑地地区	約 0.11
47	湧頭町1号生産緑地地区	約 0.06
49	天満町2号生産緑地地区	約 0.19
50	天満町3号生産緑地地区	約 0.25
51	天満町4号生産緑地地区	約 0.13
52	天満町5号生産緑地地区	約 0.10
55	山田町1号生産緑地地区	約 0.08
56	山田町2号生産緑地地区	約 0.07
59	内守谷町3号生産緑地地区	約 0.09
	合計	約 8.86

位置及び区域は計画図表示のとおり

理由：主たる農業従事者の死亡を理由とした生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出に伴う生産緑地法上の制限の解除を受け、本案のとおり生産緑地地区を変更するものである。

# 水海道都市計画生産緑地 計画図



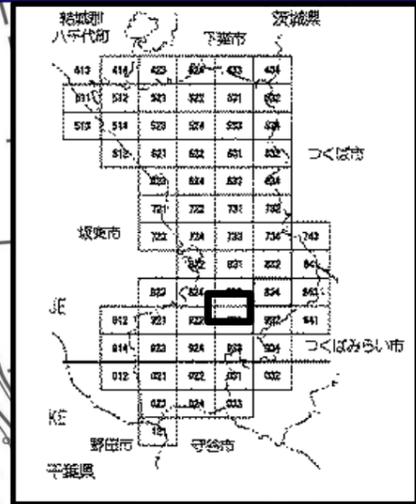
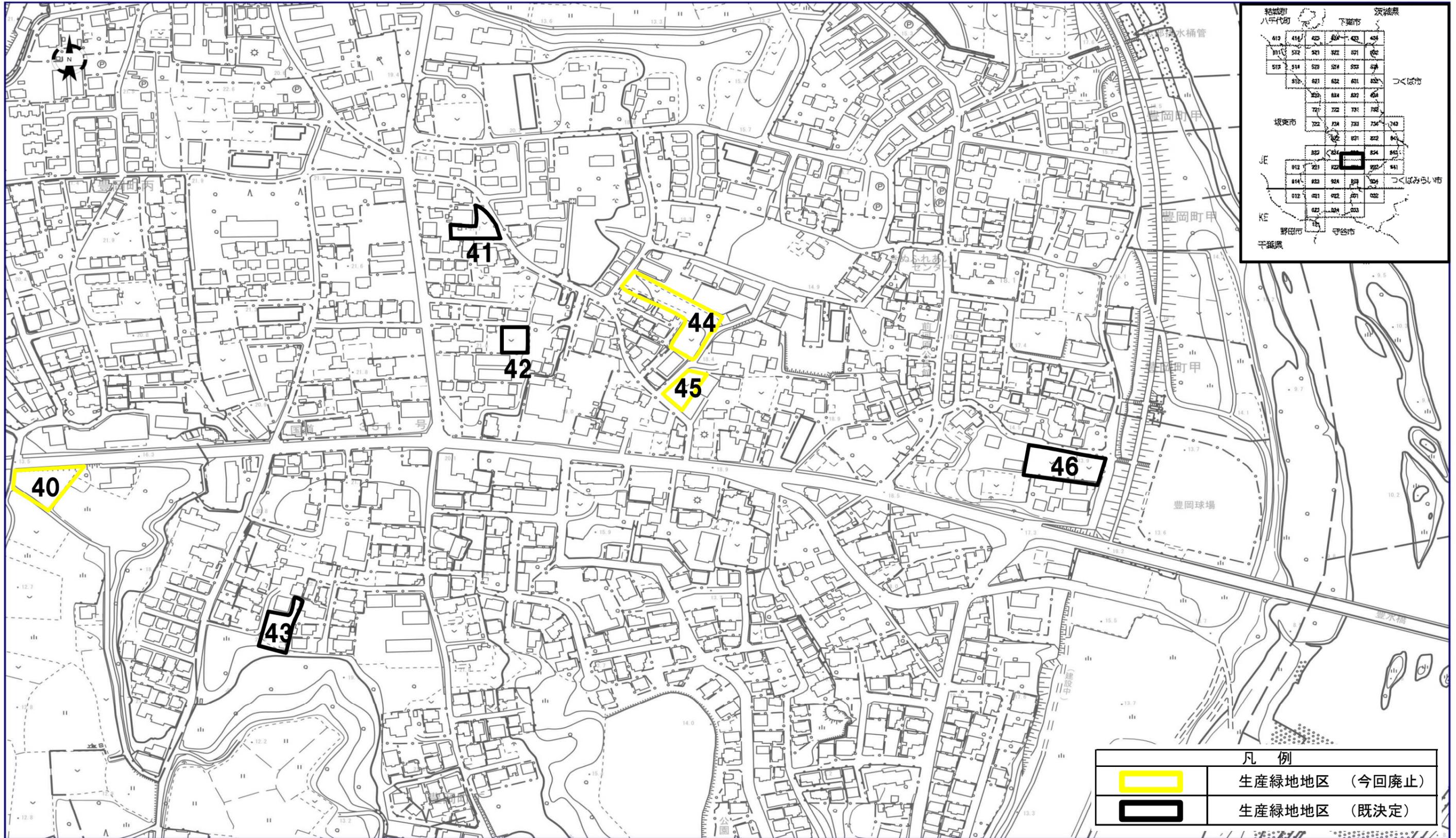
凡 例	
	生産緑地地区 (今回廃止)
	生産緑地地区 (既決定)

1/2500



常総市

# 水海道都市計画生産緑地 計画図



凡例	
	生産緑地地区 (今回廃止)
	生産緑地地区 (既決定)

1/2500



常総市